

市立秋田総合病院給食業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、新病院における市立秋田総合病院給食業務を委託するに当たり、市立秋田総合病院給食業務に関する仕様書に基づく給食業務について、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

市立秋田総合病院給食業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

市立秋田総合病院の入院患者等および外来透析患者に対する食事提供業務（一部検査食を含む。）ならびに市立秋田総合病院院内保育施設の保育児に対する食事提供業務

【令和3年度の食事提供実績】

ア 入院患者等食事提供数 月平均 21,327食

イ 外来透析患者食事提供数 月平均 91食

ウ 院内保育施設の保育児に対する食事提供数 月平均 309食

(3) 委託期間

令和4年10月1日～令和9年3月31日

※契約日から令和4年9月30日までを、当該委託業務の準備期間とする。

3 受託候補者の選定

公募により提出された書類等を基に、市立秋田総合病院給食業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）での審査により、受託候補者を選定する。

4 参加者資格

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第6条第1項に規定されている者であること又は地方独立行政法人市立秋田総合病院物品等業者登録名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第7条の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- (4) 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当する者ではないこと。

- (5) 租税に滞納がないこと。
- (6) 過去（公募開始日以前3年以内）に、病床数が300床以上の総合病院で、患者給食業務の実績を1年以上有すること。
- (7) 秋田市内に事業所（本社、本店、支店又は営業所）を有する者又は契約後、本業務開始1か月前までに秋田市内に事業所（本社、本店、支店又は営業所）を有する者であること。
- (8) 過去（公募開始日以前3年以内）に、応募する事業所の範囲内で食中毒又は食品等による事故を起こしていないこと。
- (9) 食中毒又は災害発生時等において、市立秋田総合病院の厨房が使用できない場合は、市立秋田総合病院の献立に基づいた給食を自社の設備で代行業務が可能であること。ただし、自社に設備がない場合は、代行業務を証明できる書類および詳細な業務手順書を提出すること。いずれの場合も調理後2時間以内に配膳できること。
- (10) 医療法第15条の3第2項および医療法施行規則第9条の10の基準を満たす者であること。

5 参加方法

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領、参加意思表明書その他公募に関する資料・様式は、市立秋田総合病院ホームページ(<http://akita-city-hospital.jp>)からダウンロードすること。

(2) 参加申込み

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第2号）および契約書の写し（過去（公募開始日以前3年以内）に、病床数が300床以上の総合病院で、患者給食業務の実績を1年以上有していることを証明するもの）

ウ 自認書（過去（公募開始日以前3年以内）に、食中毒、事故米、有害物質混入事故のないことを書するもの）

エ 代行業務証明書（代行業務を行うに当たっての施設等の概要書）

オ 医療法第15条の3第2項および医療法施行規則第9条の10の基準を満たしていることを証明する書類（受託責任者等の履歴書、標準作業書、業務案内書、業務の管理体制を記載した書類等）

(3) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。）。

(4) 提出先

〒010-0933 秋田市川元松丘町4番30号

市立秋田総合病院事務局総務課庶務係

(5) 提出部数

1部

(6) 提出期限

令和4年5月26日（木）午後5時必着

（受付は、土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

(7) 参加者の決定

本業務に係る企画提案への参加者は、委員会において提出書類に基づき審査し、決定する。審査結果は、令和4年5月30日（月）までに書面により通知する。

6 本件に関する質疑

- (1) 本件に関する質疑については、公募型プロポーザル質疑書（様式第3号）により受け付ける。
- (2) 受付期限は、令和4年5月18日（水）午後5時必着とし、提出方法は、電子メール（メールアドレスは下記参照）又はファクシミリとする。
- (3) 受け付けた質疑に対する回答は、令和4年5月20日（金）までに当院ホームページに掲載する。

7 提案書類の作成および提出

企画提案への参加決定の通知を受けた者は、公募型プロポーザル提案書（様式第4号）および下記内容についての提案資料を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル提案書【表紙】（様式第4号）

イ 公募型プロポーザル提案書（任意様式）※両面30ページ（15枚）以内

ウ 参考見積書（様式第5号）

No.	提案項目	記載事項
1	給食に対する基本事項	<ul style="list-style-type: none">・治療の一環としての病院給食の意義、目的、重要性・病院職員との協力体制に対する考え方・地産地消に対する考え方や実施方法
2	患者満足度の向上	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーに対する考え方や調理・配膳方法・患者満足度を高めるための方策・院内保育食についての考え方
3	安全衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none">・食中毒防止のための対策・異物混入や誤配膳等インシデント防止のための対策・従事者に対する健康管理の実施状況および従事者の感染症罹患時の対応
4	業務体制	<ul style="list-style-type: none">・人員配置体制・本部（管理部門）と現場の連絡・支援体制・人材確保のための方策

5	教育・研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者に対する具体的研修計画 ・新規採用従事者に対する教育・研修内容・研修実績 ・令和3年度の主な研修実績 ・標準作業書等各種マニュアルの周知方法
6	災害等発生時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒や災害等が発生した場合の連絡・バックアップ体制 ・食中毒や災害等が発生し、当院の厨房設備が使用できない場合の代行業務の具体的計画 ・災害等、非常時における食材の確保についての具体的計画
7	参考見積	

(2) 提出部数

正本1部、副本10部（副本はコピーで可）

(3) 提出方法

持参により提出すること。

(4) 提出先

〒010-0933 秋田市川元松丘町4番30号

市立秋田総合病院事務局総務課庶務係

(5) 提出期限

令和4年6月6日（月）午後5時必着

（受付は、土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

(6) その他

提案資料は、A4判縦長（折り込み可）、横書き、左綴りとし、ページ番号を付すること。文字の大きさは、12ポイント以上を基本とすること。

8 受託候補者の選定

受託候補者の選定に当たっては、参加者からの企画提案書ならびにプレゼンテーションの内容およびヒアリングに基づき、委員会において、総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を受託候補者とする。

(1) プレゼンテーションおよびヒアリング

ア 実施日時

令和4年6月14日（火）

イ 実施場所

市立秋田総合病院2階 講堂

ウ 出席者

3名以内（本プロポーザルに関する責任者を含む。）

エ その他

実施時間等詳細については、別途通知する。

(2) 審査項目および評価点については、別紙「市立秋田総合病院給食業務委託公募

型プロポーザル審査表」のとおりとする。

- (3) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を受託候補者とする。さらに、参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。
- (4) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の提案者を受託候補者とする。
- (5) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により結果を通知するとともに、市立秋田総合病院のホームページにおいて公表する。
- (6) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

9 契約の締結

委員会での選定の結果、受託候補者として選定された者を優先交渉権者とし、契約締結の交渉を行う。当該交渉が、選定結果の通知日から30日以内に整わないときは、次点に選定された者と改めて契約締結の交渉を行う。

10 その他

- (1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 企画提案資料の受理後の差し替えおよび追加・削除は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、秋田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

11 本件に関する問合せ先

市立秋田総合病院事務局総務課庶務係 松橋、近藤

電話 018-823-4171 (内線2120、2123) FAX 018-866-7026

メールアドレス ro-homn@city.akita.lg.jp